

令和 7 年度さいたま市母子父子寡婦福祉資金貸付事業  
特 別 会 計 予 算

令和 7 年度さいたま市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 1 3, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 7 年 2 月 4 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰入金		21,643
	1 一般会計繰入金	21,643
2 繰越金		14,228
	1 繰越金	14,228
3 諸収入		43,305
	1 貸付金元利収入	42,850
	2 違約金	454
	3 雑入	1
4 市債		33,824
	1 市債	33,824
歳 入 合 計		113,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業 費	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業 費	113,000
歳 出	合 計	113,000

第2表

## 地 方 債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子父子寡婦福祉 資金貸付事業	33,824	普通貸借	無利	母子及び父子並びに寡婦 福祉法第37条第2項及 び第4項に定めるところ による。